

社会福祉法人天祐会 役員規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天祐会（以下「本法人」という）における理事及び監事（以下「役員」という）の就任、服務、報酬、退任等に関する基本的事項を定めたものである。

- 2 この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは理事会の決議に従うものとする。

(役 員)

第2条 本法人の役員の数数は定款による。

(理事長)

第3条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

- 2 理事長は、この法人を代表する。
- 3 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、副理事長及びあらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 4 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理 事)

第4条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 理事長は、業務遂行のため業務執行理事（副理事長、統括理事及び担当理事並びに特任理事）を指名する。

(監 事)

第5条 監事は、評議員会において選任する。

- 2 その他については、定款により定める。

第2章 役員任期

(役員任期)

第6条 役員任期は定款に定める任期とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員退任)

第7条 役員が次の事項に該当する場合には退任する。

- ① 任期満了
- ② 辞任
- ③ 死亡
- ④ 解任

⑤ 資格喪失

(定 年)

第8条 役員の定年は、原則ないものとする。ただし、本人の能力及び健康がその職に耐えうることが難しいと判断された場合には、評議員会の決定に基づき、その決定がなされた翌月の末日をもって退任とする。

2 理事長の定年は満70歳とし、その年の年度末をもって退任とする。

3 前項に関わらず、理事長が任期中に定年を迎えた場合で、後任候補が未定の場合は退任の時期を任期満了まで延長することができるものとする。ただし、理事会の決議を得なければならない。

第3章 服 務

(執務時間)

第9条 常勤理事の執務時間は、職員の「就業規則」の定めに準ずる。

2 非常勤理事の執務時間は、評議員会の議決を経て決定する。

(休日、休暇、時間外)

第10条 常勤理事の休日、休暇、時間外勤務は、「就業規則」に準ずるものとする。ただし、休日、時間外勤務手当等は支給されない。

(欠勤、遅刻、早退等の連絡事務)

第11条 常勤理事が欠勤、遅刻、早退等をする場合には、事前に法人に届け出るものとし、業務に支障が生じないように努めなければならない。

(出 張)

第12条 役員が公用により出張する場合には、出張計画書に基づき理事長の承認を得るものとし、出張終了後速やかに理事長に出張報告を行わなければならない。

2 役員の旅費の取り扱いに関する詳細は、別に定める「出張旅費規程」による。

(理事の責務)

第13条 理事は本法人の目的理念実現のため、事業の決定を行い、それを当該事業に携わるすべての者に知らしめる必要がある。

2 目的理念達成のための執行に当たっては、本法人の実績向上に努めるものとする。

3 理事就任期間内における定例役員会のうち50%以上の欠席があった場合は、法人運営の目的理念実現のための意思がないものと判断し、退任を免れないものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

4 前項の示す「就任期間内」とは、事業年度ごとで判断されるものとする。

5 本条に定める事項は、理事の責務として判断されるが、本条第3項、第4項においては評議員も同様に判断される場合もある。

(機密の保持)

第14条 役員は、本法人の機密を保持し、本法人の不名誉・不利益になる行為言動をしてはならない。

(禁止事項)

第15条 役員は、職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない。

(個人的利益の返還)

第16条 役員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあつてはその金額、物品にあつては時価評価額）を返還させるものとする。

(損害賠償)

第17条 役員が故意又は過失によって、本法人に損害を発生させた場合には、当該役員にその損害の全額又は一部を賠償させるものとする。

2 役員が、この規定に違反する行為をして本法人に損害を与えた場合もまた同様とする。

第4章 報酬

(役員の報酬)

第18条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 役員に対する報酬については、評議員会において定めるものとする。

3 具体的な支給額については、別に定める「役員報酬規程」によるものとする。

(通勤費の取り扱い)

第19条 役員のうち施設車両による通勤以外は、その通勤実態に応じて、支給する。支給額については、「職員就業規則」を準用する。

第5章 役員の退職慰労金

(理事長の退職慰労金)

第20条 理事長が退任する場合の退職慰労金は、評議員会の議決を経て定めるものとする。

(役員の退職慰労金)

第21条 理事が職員である場合ならびに理事の在任期間が任期に満たない場合は、退職慰労金を支給しない。

2 職員でない役員が退任する場合は、慰労金として2万円を支給するものとする。

3 前項にかかわらず、直近1年間の定例役員会のうち半数以上欠席をした者には、前項の慰労金を支払わないことがある。

第6章 その他

(災害補償)

第22条 常勤理事が業務上負傷し又は罹病した場合には、職員の災害補償に準じ補償を行うものとする。

(福利厚生)

第23条 常勤理事の福利厚生については、原則として「職員就業規則」を準用する。

(慶弔見舞)

第24条 役員が慶弔見舞に該当するような事項があるときは、役員慶弔及び見舞金支給規程を準用する。

附 則

(改正等)

第25条 この規程の運用上必要な事項については、理事会は別に細則を定めるものとする。

2 この規程の改廃を必要とする場合は、理事会の決議を経てこれを行う。

(施行)

第26条 この規程は、平成15年 1月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成16年 7月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成16年12月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成19年 1月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成27年 3月25日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成29年 4月 1日より一部変更して施行する。
1. この規程は、平成29年 6月10日より一部変更して施行する。